平成２２年（フ）第２３号
神奈川県海老名市中野190―50
破産者　岩本　貞子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６号
長野県駒ヶ根市下平711―17―303
破産者　伊東　真路
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３号
東京都足立区古千谷本町４丁目５－２
破産者　倉持　ヒサ
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３号
埼玉県富士見市大字勝瀬3572　タートルクレインふじみ野Ⅱ―310
破産者　深澤　和宣
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９号
東京都立川市曙町３丁目25―16
破産者　金井　直子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９号
東京都八王子市楢原町1536―13
破産者　武藤　陽二
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０号
三重県桑名市大字下深谷部5080―22
破産者　成　　義行
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２３号
東京都青梅市新町５丁目25―３―205
破産者　橋本　　崇
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５０号
東京都渋谷区東１－２－24―805、住民票上の住所東京都世田谷区深沢５丁目31―３
破産者　三浦　晶子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１１号
東京都練馬区下石神井３―13―７―201、住民票上の住所大阪府大阪市旭区清水１丁目13―20
破産者　内山　勝広
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９５号
北海道旭川市東光６条３丁目１－１－Ⅲ－Ｂ
破産者　皆川　千春
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０２号
東京都荒川区町屋４丁目34―17
破産者　遠藤　吉雄
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１７２８号
最後の住所大阪府藤井寺市小山１丁目８番８号　エクセル小山201号室
破産者　被相続人村上恵三相続財産
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第３１６３号
福岡県大牟田市大字甘木554番地の１
破産者　株式会社くすりのありあけ
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９３６号
福岡市博多区古門戸町２番４号ＫＳコモンドビル７階
破産者　ミツクラ株式会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８６０号
福岡県福津市若木台４丁目12番地の８
破産者　有限会社三興
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６７８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵411番地の１
破産者　有限会社青葉通商
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７９２号
栃木県日光市原宿525番地１、前住所栃木県日光市倉ヶ崎新田86番地７　グランドハーベスト201号
破産者　青木　利雄
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第７４８号
千葉県柏市北柏台３番地16　ベルハイム北柏台105号、開始決定時の住所千葉県柏市松葉町２丁目11番地19
破産者　赤池　　忍
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５５２号
千葉県松戸市西馬橋幸町89番地
破産者　植田　脩麿
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６０４号
千葉県柏市新富町２丁目10番９号
破産者　有限会社小松住宅
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部